

バリアフリーとユニバーサルデザイン

○ 障害者基本計画（平成14年12月閣議決定）

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

○ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱 （平成20年3月28日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）

物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要

バリアフリー・ユニバーサルデザイン政策（公共施設関係）の主な経緯

- 平成6年9月 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」
（ハートビル法）施行 ※平成14年改正により、一定の建築物のバリアフリー基準への適合が義務化
- 平成12年3月 「バリアフリーに関する関係閣僚会議」設置
- 平成12年11月 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」
（交通バリアフリー法）施行
- 平成16年6月 「バリアフリー化推進要綱」決定（バリアフリーに関する関係閣僚会議）
- 平成17年7月 「ユニバーサルデザイン政策大綱」策定（国土交通省）
- 平成18年12月 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
※ハートビル法と交通バリアフリー法の発展的な統合
- 平成20年3月 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」決定（バリアフリーに関する関係閣僚会議）
※「バリアフリー化推進要綱」の改定
- 平成25年6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（平成28年4月施行）
※「合理的配慮」の努力義務化
- 平成28年2月 「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」設置
- 平成29年2月 「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」設置
「ユニバーサルデザイン2020行動計画」策定（ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議）

1. 経緯及び趣旨

- ・ 障害のある選手たちが圧倒的なパフォーマンスを見せる2020年パラリンピック競技大会は、共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を変える絶好の機会。この機を逃さず、世界に誇れるユニバーサルデザインの街づくりを実現するとともに国民全体を巻き込んだ「心のバリアフリー」の取組を展開する。
- ・ このため、オリパラ担当大臣を議長とするユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議を設置し、様々な障害者団体（18団体）等の参画を得て、共生社会の実現に向けた施策を総合的に検討。（障害者団体の参画する分科会を計12回開催）

2. 行動計画の主なポイント

（1）政策立案段階からの障害者参画

障害者に関する施策の検討及び評価に当たっては、障害当事者が委員等に参画し、障害のある人の視点を施策に反映させること。

（2）主な施策

1. 心のバリアフリー分野

1) 2020年度からの学習指導領改訂を通じ、すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導

（検討項目例）

- ・ 音楽、体育等各教科や特別活動等の教科書へ反映
- ・ 免許状更新講習等に反映し、教員を育成 等

2) 平成29年度以降、接遇を行う業界（交通、観光、流通、外食等）における全国共通の接遇マニュアルの策定・普及

（検討項目例）

- ・ 乗降時や乗車券購入時のサポートのあり方の共通化

3) 全国で障害者等を支援する意思を持つ人々が統一のマークを着用して、ボランティア文化を醸成

（検討項目例）

- ・ 民間活力を活用した持続的な仕組を構築

2. ユニバーサルデザインの街づくり分野

1) 平成29年度中に交通バリアフリー基準（省令）・ガイドラインを改正

（検討項目例）

- ・ エレベーターの大きさ ・ 車椅子使用者等の移動経路の複数化

2) 平成28年度中にホテル等の建築物に係る設計標準を改正

（検討項目例）

- ・ ビジネスホテル等の一般客室のバリアフリー化
- ・ 既存のホテルの改修によるバリアフリー客室の整備手法
- ・ 個別機能トイレの分散配置の促進

※ユニバーサルデザインの街づくりについて、バリアフリー法を含む関係制度の見直しに向け、国土交通省において検討を開始

（3）2020年に向けた実行性担保のための継続的な方策について

2020年にこれら施策が確実に実現されるよう、障害当事者等を過半とする評価会議を毎年開催し、関係府省等が施策を改善することにより、実行性を担保。

落ち着いて、やさしく、持続可能な社会の実現（総務省重点施策2018）

人口減少という構造的な問題が今後一段と本格化する中で、人、モノ、国土、データ、技術等あらゆる資源を最大限活用し、「資源を有する者・地域」と「資源を有しない者・地域」との連携を促すとともに、国民生活の基盤となる総務行政を着実に推進することにより、経済の再生を実現する。

I 地域経済の好循環の拡大と地方の一般財源総額の確保

- 地域の資源と資金を活用し、地域の雇用創出と消費拡大を推進するとともに、地域への「ヒト・情報」の流れを創出することにより、地域経済の好循環を拡大する。
- 中核的な都市を中心とした基礎自治体間の行政サービスの共有と役割分担等を促進し、人口減少下においても行政サービスの持続可能な提供を確保する。
- 地方公共団体が安定的な財政運営を行うことができるよう、地方の一般財源総額を確保する。

1. 自立促進に向けた取組

- 地域資源を活用した地域力が高まる取組の推進 ○ 地域力の強化に向けた取組の推進
- 多様な主体の連携・連携による暮らしを支える取組の推進
- 新たな圏域づくりとして連携中核都市圏・定住自立圏・集落ネットワーク圏の推進 ○ 過疎対策の推進
- ※ 地方における起業等を支援するため、ふるさと納税制度のさらなる活用を検討
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会・ラグビーワールドカップ2019を活かした地域経済や地域交流の活性化の促進 等

2. 地方の一般財源総額の確保等

- ☆ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」等への対応（働き方改革や人材投資、子ども・子育て支援等への適切な対応、地方創生等の推進） ○ ☆ 地方の一般財源総額の確保 ☆ 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築 ※ 全ての宝くにインターネット販売の導入を検討

II ICTによる経済成長の実現

- サイバーセキュリティを強化し、世界最高水準のICT環境を整備する。
- ICT基盤を通じて伝送されるデータがモノ、人と機械・システム、異なる産業に属する企業と企業、世代・地域を越えた人と人、製造者と消費者など、様々なものをつなげる社会システムへの変革を推進し、様々な社会課題を解決するとともに、経済成長を実現する。

3. サイバーセキュリティの強化、ICTの安心・安全の確保

- ◇ ☆ サイバーセキュリティの強化 ○ 自治体情報セキュリティ対策の強化
- ☆ 安心・安全なICT利用環境（消費者保護・社会的課題への対応） 等

4. 世界最高水準のICT環境の整備

- 5G、4K・8K、光等の世界最高レベルのICT基盤の実現 ○ 2020年代に向けた電波利用環境の整備
- ☆ 消費者の多様なニーズに適合したモバイルサービス料金適用の促進
- ☆ モバイル・IP網の競争促進・環境整備 ○ グローバルコミュニケーション計画の推進
- ICTによるイノベーションの創出 ○ Connected Car社会実現に向けた取組の推進
- ◇ 地域のICT基盤整備（ブロードバンド・モバイル・Wi-Fi等） 等

5. 生産性向上につながるIoT・ビッグデータ・AI・シェアリングエコノミー等の活用推進・人材育成

- 「IoT/BD/AI情報通信プラットフォーム」の構築と社会実装の推進
- ※ IoTのサービス創出支援と産学官連携による推進強化
- 地域IoT実装に向けた計画策定や人材、実装事業者への総合的支援 ○ AI時代に向けたオープンデータ・ビッグデータの活用推進を通じた地域産業などの生産性向上、データ活用型スマートシティの推進
- ※ 情報信頼機能等によるパーソナルデータの利活用促進
- 地方公共団体における非識別加工情報の作成・提供方法の検証
- 官民におけるブロックチェーン技術の社会実装の推進
- 新たな人工知能技術の開発・実証 ○ IoTを支える人材育成 等

6. 医療・介護・健康、教育、移動サービス等におけるICTによる課題解決

- 医療・介護・健康、教育分野におけるICTの活用 ○ 情報バリアフリーの促進
- 自動走行・自律ロボット等による行動支援・生産性向上 等

7. 海外展開・国際的な政策連携

- 通信・放送・郵便システム、防災/医療ICT、放送コンテンツ、統計、行政相談制度等の戦略的海外展開
- ※ 海外通信/放送・郵便事業支援機構（JICT）の活用 ○ 国際放送の実施 ※ 国際ロギング料金の低廉化 等

III 暮らしやすく働きやすい社会の実現

- 生産年齢人口が減少していく中で、ICTを最大限活用して、女性も男性も、高齢者も若者も、難病や障害を抱える人も、働きたいと望む人が、どこでも、いつでも働ける環境を整備するとともに、全ての人がやさしいユニバーサル社会の構築を進める。
- マイナンバー制度の円滑な実施を推進するとともに、マイナンバーカードの保有率を高めるため、カード保有のメリットを一層拡大する。
- 国民がどこに生きているでも生活できるように、郵政事業のユニバーサルサービスを確保するとともに、利用者の目線に立った新たな事業の展開、郵便局の利便性向上を促進する。
- 恩給を適切に支給する。

8. 働き方改革と女性の活躍促進

- テレワークの推進 ○ 地方公務員の働き方改革等の推進
- 消防防災分野における女性の活躍促進（後掲） ○ マイナンバーカード等への旧氏併記の推進 等

9. 全ての人にやさしいユニバーサル社会の構築

- ※ 全ての人にやさしい公共施設のエニバーサルデザイン化の促進 ○ 情報バリアフリーの促進（再掲） 等

10. マイナンバー制度の円滑な実施とマイナンバーカードの利活用の促進

- マイナンバー制度の円滑な実施 ○ マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利活用促進 ○ マイナンバーカードを活用した電子調達の効率化（後掲） ○ マイナンバーカードを活用した住民総活躍・地域の消費拡大サイクル構築プロジェクトの全国展開（マイケアプラットフォーム構想の推進） 等

11. 国民が成果を実感することのできる郵政民営化の推進

- ◇ ※ エニバーサルサービスの確保、利用者の目線に立った新たな事業展開、郵便局の利便性向上の促進

12. 恩給の適切な支給

- ※ 恩給の適切な支給

IV 防災・減災/復旧・復興

- 大規模災害発生時に、被災住民の生活再建を支援するため、全ての地方公共団体の人的資源をフルに活用できる全国一元的な仕組みを構築する。
- 広域的な応援体制の整備を進めるとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進する。
- 高齢者や訪日外国人等、情報弱者への災害時の情報伝達環境を整備する。

13. 東日本大震災等からの復興

- 被災地における消防防災体制の充実強化 ○ ☆ 大規模災害時における被災市区町村の人的支援のためのシステム構築 等

14. 広域的な応援体制の整備、消防団を中核とした地域防災力の充実強化

- 糸魚川市大規模火災や平成29年7月九州北部豪雨等の大規模災害を踏まえた消防防災体制の強化
- 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化 ○ 様々な災害に対応するための常備消防隊等の強化
- 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化 ○ 火災予防対策の推進
- 消防防災分野における女性の活躍促進 ○ 防災情報の伝達体制の整備
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催や国際情勢の変化に対応するための安心・安全対策の推進

15. 情報弱者への災害時の情報伝達環境整備

- ※ 119番通報・救急現場での多言語対応 ○ Lアラートの高度利用・普及促進
- 災害応急活動（地方公共団体・医療機関等）における非常用通信手段の活用促進 ○ ◇ 放送ネットワークの強靭化 等

V 国民にとって効率的で利便性の高い行政基盤の確立

- 行政の業務改革（BPR）等を着実に推進し、効率的で利便性の高い、真に国民目線に立った行政基盤を確立することで、人口減少等の新たな政策課題に対応し、国民の生活環境を整備する。

16. 行政の業務改革（BPR）・ICT化の推進

- ※ 新たな政策課題に対応するための業務改革（BPR）の推進 ※ 独立行政法人制度の運用
- 行政のICT化の推進、政府情報システムの投資効率化とセキュリティ向上、オンライン申請の利便性向上
- マイナンバーカードを活用した電子調達の効率化
- ※ 政策評価における取組を通じたEBPMの実践の推進 ○ ※ 行政評価局調査機能、行政相談機能の充実・強化
- ※ 行政の透明化・国民の権利利益の救済の強化 ※ 競争の導入による公共サービス改革の推進
- ※ 自治体経営改革（監査・内部統制・議会によるガバナンス強化、クラウド導入の促進、地方独立行政法人活用等の業務改革）
- ※ 地方公共団体の財政マネジメントの強化 ○ 官民におけるブロックチェーン技術の社会実装の推進（再掲） 等

17. 統計改革

- 産業連関表の供給・使用表（SUT）体系への移行 ○ 各種経済統計の基盤となるビジネスレジスターの整備 ○ ☆ データ利活用の促進や統計行政の基盤強化等のための統計法制の見直し等 ○ 家計統計の改善、個人消費動向を捉える新たな指標の開発 等

18. 主権者教育の推進と投票しやすい環境の一層の整備

- 民主主義の担い手である若者に対する主権者教育の推進 ☆ 在宅介護を受ける高齢者等の投票環境の一層の整備 等

III 暮らしやすく働きやすい社会の実現

9. 全ての人にやさしいユニバーサル社会の構築

(1) 全ての人にやさしい公共施設のユニバーサルデザイン化の促進

- ・ 全ての人にやさしいユニバーサル社会を構築するため、公共施設の改修等における地方債の活用等により、障害者、高齢者にとどまらず、誰もが利用しやすい公共施設のユニバーサルデザイン化を促進

(2) 情報バリアフリーの促進(再掲)

- ・ デジタル・ディバイドを解消し、高齢者・障害者を含む誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー社会を実現するため、①ウェブサイトの改善、②高齢者・障害者に配慮した通信・放送サービス等の開発・提供を促進

【予算】ウェブアクセシビリティ等に関する調査研究

0.2億円(29年度) 0.1億円

通信・放送分野における情報バリアフリー促進支援事業

1.0億円(29年度) 0.8億円



1. これまでの取組

バリアフリー法に基づく取組を中心に

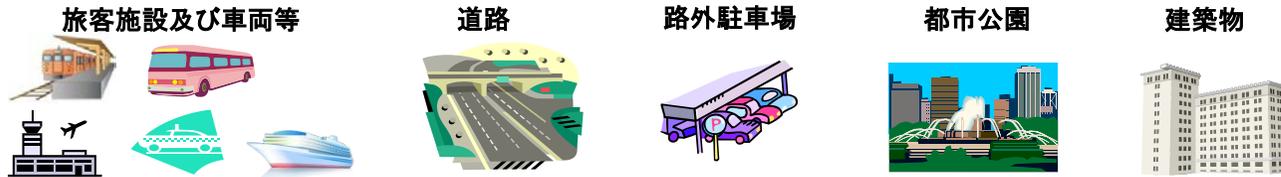
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進。

【高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（概要）】

【基本方針（概要）】 ※平成23年3月改正

1. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

基本方針において各施設の整備目標を設定／移動等円滑化基準の適合義務／公共交通事業者等の職員に対する教育訓練の努力義務



○移動等円滑化の意義及び目標

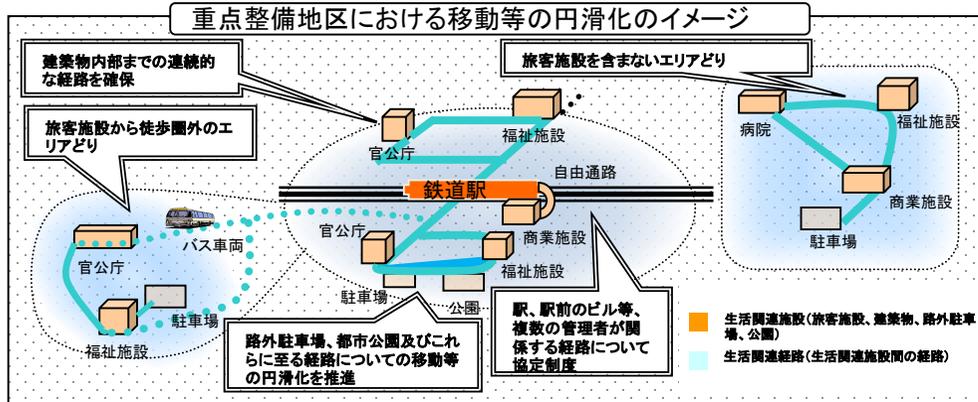
- ・旅客施設、車両、道路、公園、建築物等について、平成32年度までの整備目標を設定
旅客施設：3000人以上／日の施設について
原則100%
(従前：5000人以上)

○施設設置管理者が講ずべき措置

- ・利用者のニーズに応じた適切な情報の提供
- ・適切な対応を行うよう継続的な教育訓練の実施の必要性

2. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施



★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置



3. 心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等

●車いすサポート体験



●視覚障害者サポート体験



●高齢者疑似体験



○基本構想の指針

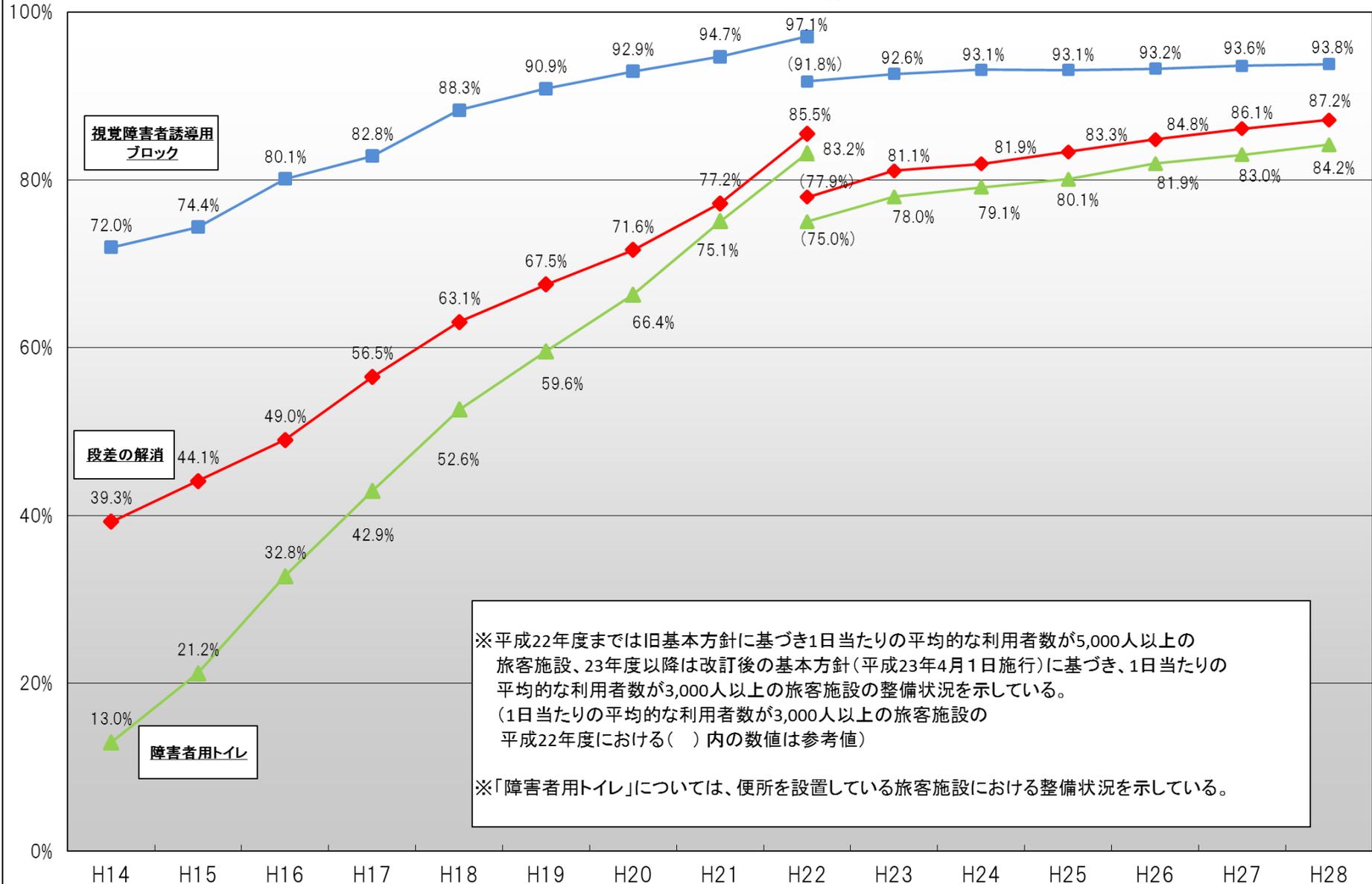
- ・市町村が重点整備地区を定め各種事業を重点的かつ一体的に推進することの意義
- ・基本構想の作成・フォローアップに当たり、当事者の参画や提案制度の活用
- ・段階的かつ継続的発展を図る「スパイラルアップ」の推進

○その他移動等円滑化の促進

- ・国の責務として、スパイラルアップ及び心のバリアフリーの推進等
- ・地方公共団体の責務として、必要な条例等の制定等の推進

旅客施設におけるバリアフリー化の推移

(公共交通移動等円滑化実績等報告による)

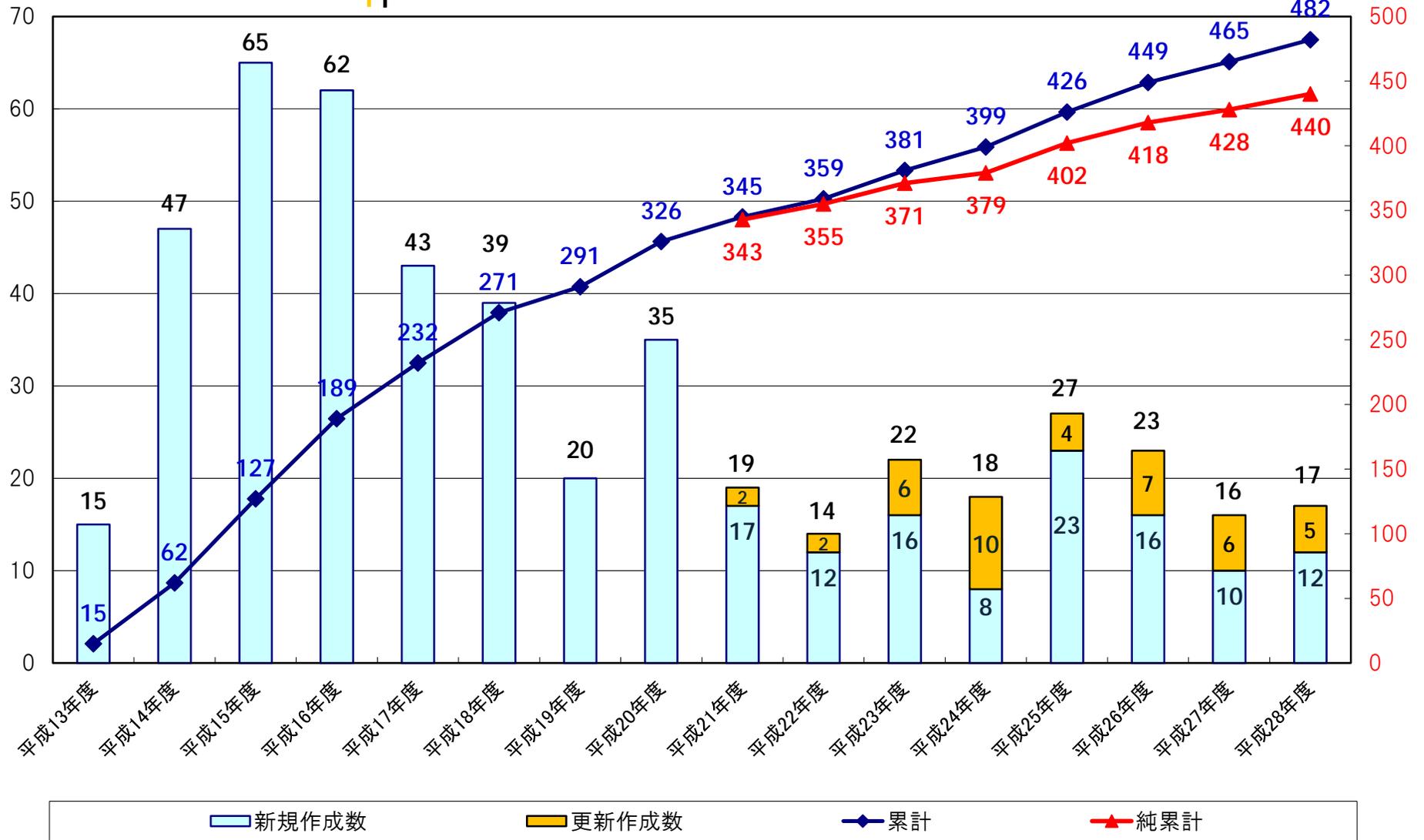


バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数

(平成29年3月31日までに受理したもの) 計294市町村(482基本構想)

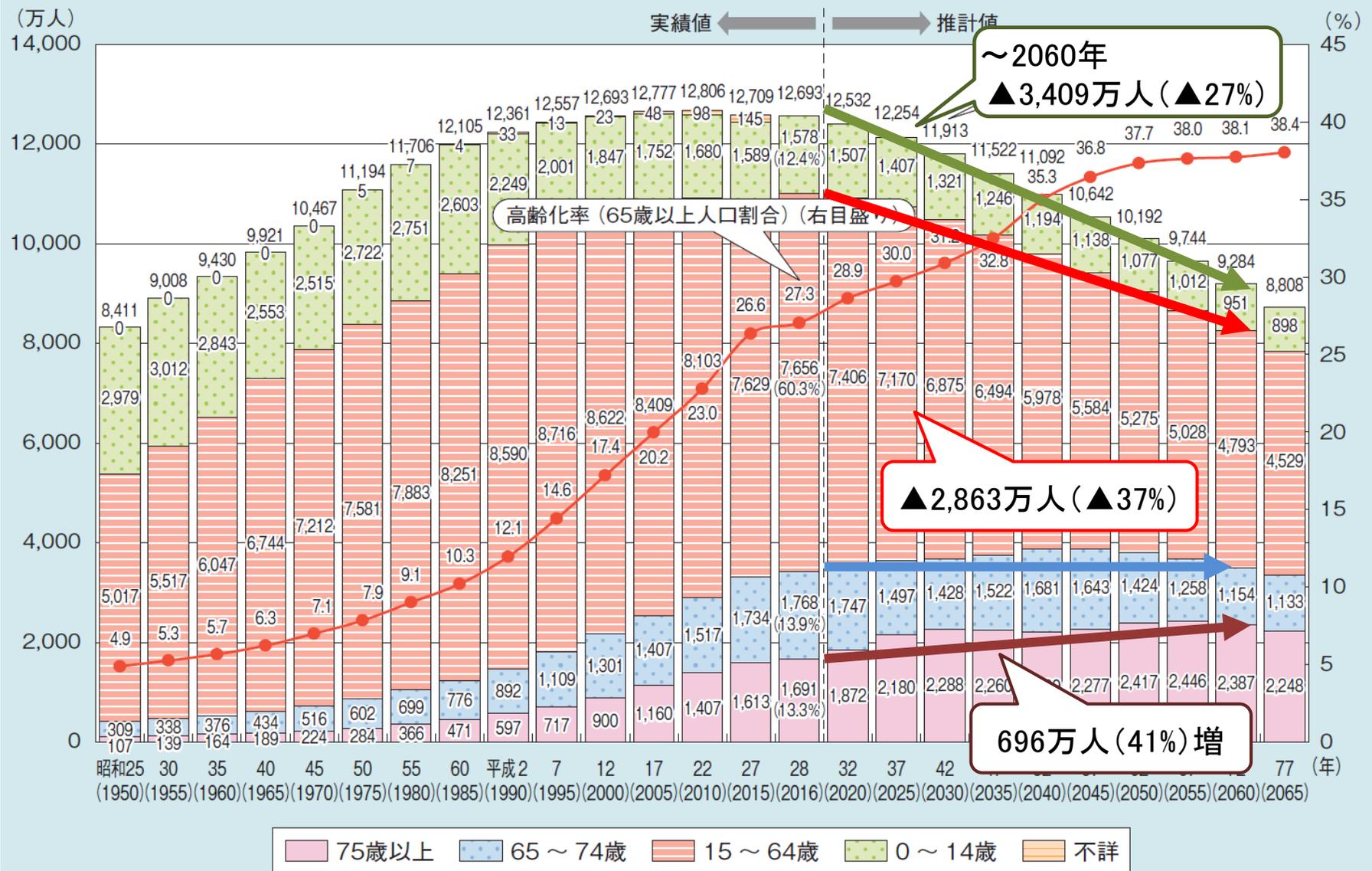
作成件数(年度)

作成件数
(累計)



2. 公共施設の適正管理の推進

日本の人口推移



(出典) 平成29年版高齢社会白書(内閣府)をもとに総務省で加工

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定 (平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請) ※平成26～28年度の3年間で策定

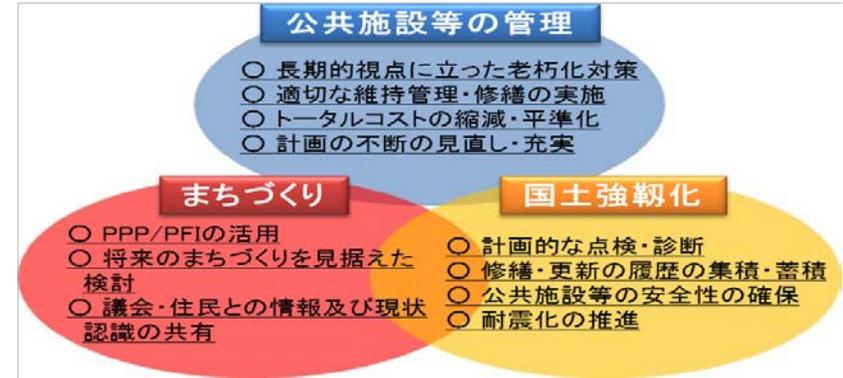
<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成29年9月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.4%の団体において策定が完了。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定 (「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定) ※平成32年度までに策定

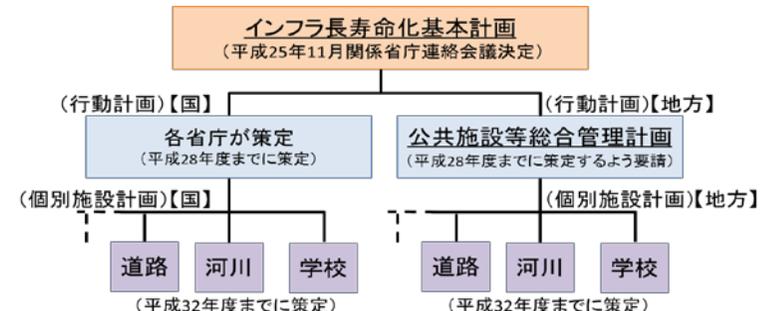
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の現状や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



公共施設等総合管理計画策定取組状況等に関する調査（平成29年9月30日現在）

○ 平成29年9月30日現在、都道府県及び指定都市については全団体、その他の市区町村については99.4%の団体において、公共施設等総合管理計画を策定済み。

区分	都道府県		指定都市		市区町村		【参考】合計			
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合		
回答団体数	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
策定予定有	47	100.0%	20	100.0%	1,721	100.0%	1,788	100.0%		
内訳	策定済	47	100.0%	20	100.0%	1,710	99.4%	1,777	99.4%	
	未策定	0	0.0%	0	0.0%	11	0.6%	11	0.6%	
	予策 定定 時完 期了	H29年度	0	0.0%	0	0.0%	7	0.4%	7	0.4%
		H30年度 以降	0	0.0%	0	0.0%	4	0.2%	4	0.2%
策定予定無	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		

※「%」表示については、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない項がある。

公共施設等の適正管理の推進

概要

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実し、地方財政計画の計上額を3,500億円から4,800億円に増額。

平成29年度 公共施設等適正管理推進事業費（3,500億円）

(対象事業)

- ① 集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業
 - i) 公共用建物
 - ii) 社会基盤施設(道路・農業水利施設)
- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業
- ⑥ 除却事業

平成30年度 公共施設等適正管理推進事業費（4,800億円）

(対象事業) 下線の事業を追加

- ① 集約化・複合化事業
- ② 長寿命化事業
 - i) 公共用建物
 - ii) 社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)
- ③ 転用事業
- ④ 立地適正化事業
- ⑤ ユニバーサルデザイン化事業: 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
- ⑥ 市町村役場機能緊急保全事業
- ⑦ 除却事業

(事業期間) 平成33年度まで

※ 市町村役場機能緊急保全事業は緊急防災・減災事業の期間と合わせ平成32年度まで

※ このほか、公共施設等適正管理推進事業に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を250億円増額

公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引上げ。

公共施設等適正管理推進事業債

(期間:平成29年度から平成33年度まで(⑥は平成32年度まで)) ※下線部分をH30年度より追加

※①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)】

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

⑦ 除却事業

充当率：90%

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

ユニバーサルデザイン化事業について

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザイン2020行動計画(以下「行動計画」という。)に基づきユニバーサルデザイン化を推進し、大会以降のレガシーとして残していくことが必要。
- 公共施設等の適正管理の枠組みの中で、ユニバーサルデザイン化を計画的に推進していくため、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に新たに「ユニバーサルデザイン化事業」を追加。

充当率、元利償還金に対する交付税措置等

充当率:事業費の90%

交付税措置:元利償還金の30%(財政力に応じて最大50%まで引上げ)を基準財政需要額へ算入

期間:平成30年度～平成33年度

対象

- ① バリアフリー法に基づく公共施設等(公営住宅及び公営企業施設等を除く)のバリアフリー改修事業(適債性のある事業に限る)
 - i) 移動等円滑化基本構想に基づく事業
 - ii) 移動等円滑化基準に適合させるための改修事業(※)
 - ※ 施設の一部を基準に適合させる事業を含む。
 - 例) 車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等
- ② ①以外の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業(適債性のある事業に限る)
 - 例) 授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

留意事項

- 公共施設等総合管理計画にユニバーサルデザイン化の推進方針等を記載した上で当該方針等に基づき実施する事業であること。
- ① ii)及び②については、地方公共団体の定めるユニバーサルデザインの推進計画等(※)に基づく事業又は個別施設計画にユニバーサルデザイン化事業として位置付けられている事業であること。
 - ※ ユニバーサルデザインに関する基本的な考え方や取組方針を記載しているもの。

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率について

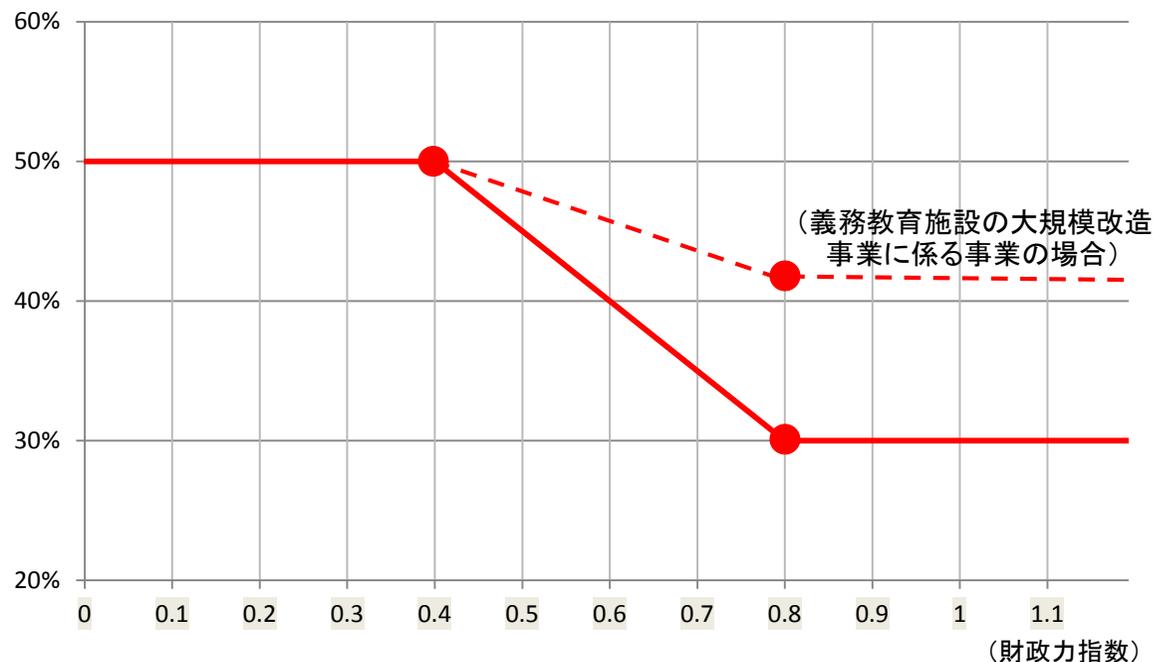
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）のうち
- ・ 転用事業 ・ 長寿命化事業 ・ 立地適正化事業 ・ ユニバーサルデザイン化事業
- に係る元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、現在の一律30%から拡充し、財政力に応じて30～50%とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。